

南知多町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長 石黒和彦

南知多町条例第11号

南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和36年南知多町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条ただし書中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 町長等の旅費の額及び支給方法については、南知多町職員等の旅費に関する条例（令和8年南知多町条例第 号）で定める。

第7条から第10条までを削り、第11条を第7条とし、第12条を第8条とする。

別表第1を次のように改める。

別表（第3条関係）

職名	給料月額
町長	818,000円
副町長	640,000円
教育長	587,000円

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。